

小中学校 ICT 支援員配置業務委託
プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、文部科学省「GIGA スクール構想」により整備された児童生徒 1 人 1 台情報機器等を学校で有効活用するため、ICT 支援員を学校に配置するにあたり、プロポーザル方式を採用し、複数の事業者から業務に関する知識や経験に基づく提案を受け、専門性を確保し、的確な業務課題の分析や解決などを行うことができる専門事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 委託業務名

小中学校 ICT 支援員配置業務委託

(2) 委託内容

別紙「ICT 支援員配置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託場所

半田市立半田小学校 始め 20 校

※詳細については、別紙「就業場所一覧」を参照

(4) 委託期間

準備期間：令和 7 年 2 月 28 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

事業実施期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(5) 提案上限金額

総額 180,246,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）以内

内訳	令和 7 年度	36,049,200 円
	令和 8 年度	36,049,200 円
	令和 9 年度	36,049,200 円
	令和 10 年度	36,049,200 円
	令和 11 年度	36,049,200 円

3. 担当部課

半田市教育委員会 教育部 学校教育課 学校担当

所在地：〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地

電話：0569-84-0688

FAX：0569-24-0511

e-mail：gkkyoiku@city.handa.lg.jp

4. プロポーザル概要

(1) 名称

小中学校 ICT 支援員配置業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 応募資格

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は次に掲げる条件

を全て満たす法人であることが必要である。

- i. 契約締結までの間に、令和6・7年度半田市入札参加資格（物品等）を有すること。
- ii. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- iii. 本プロポーザル実施の参加表明書の提出から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- iv. 過去5年間（令和2年1月18日から令和7年1月17日までの間）において、小中学校へのICT支援員設置業務に係る受託実績があること。
- iv. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- v. 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- vi. 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

5. 選定日程等

(1) スケジュール

項目	日程
プロポーザルの公告	令和7年1月17日(金)
質問書受付	令和7年1月17日(金)から令和7年1月27日(月)
回答	令和7年1月20日(月)から令和7年1月28日(火)
参加表明書受付	令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)
参加資格要件審査 決定通知書発送	令和7年2月5日(水)
提案書受付	令和7年2月5日(水)から令和7年2月12日(水)
プレゼンテーション	令和7年2月18日(火)
審査結果通知	令和7年2月21日(金)
契約予定日	令和7年2月28日(金)
委託業務開始	令和7年4月1日(火)

(2) 質問書受付・回答

i. 質問書の受付

本要領、仕様書に関し疑義がある場合は、質問書（任意様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和7年1月17日(金)から令和7年1月27日(月)午後4時まで

イ 提出先

半田市教育委員会学校教育課

ウ 提出方法

Eメール (gkkyoiku@city.handa.lg.jp)

ii. 質問書に対する回答

回答期限 令和7年1月20日(月)から令和7年1月28日(火)

ア 質問に対する回答は、受付後随時、半田市ホームページにて公開する。

イ 本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) プロポーザル参加表明書の提出

参加表明者は、応募資格を確認の上、プロポーザル参加表明書等を下記のとおり提出すること。

i. 受付期間

令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)

ii. 提出先

半田市教育委員会学校教育課

iii. 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式1): 原本1部

イ 法人の事業概要が分かる会社案内等の資料: 7部

ウ 法人の定款及び規約等: 原本1部、写し6部

エ 直近の事業報告書及び財務書類: 原本1部、写し6部

※直近3年分の決算書等財務状況が分かるもの

オ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書: 原本1部

※国税: 法人税、消費税及び地方消費税

※県税: 法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税

※市税: 法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税

カ 提案書の開示に係る意向申出書(様式5): 原本1部

iv. 提出方法

持参又は書留扱いの郵送

ア 郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り、なお、郵送中の事故については責任を負わない。

イ 持参の場合は、午前9時から午後4時までに提出すること。

v. 参加資格要件審査結果通知

参加表明書等を提出した者について、「3(3) 応募資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果を参加資格要件審査結果通知書(様式2)により通知する。

(4) 提案書の提出受付

プロポーザル参加表明書を提出し、参加資格要件審査結果通知書により参加資格ありと通知を受けた事業者は、次により提案書を提出すること。

i. 提案書の様式等

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 技術提案書	A4判30ページ以内で下記の項目に沿って作成すること。様式は自由とするが、「A4版縦

	<p>で横書き、左綴じ」とする。(資料等でA3版横3つ折は可とする。)</p> <p>① 業務内容 ② 人材採用育成 ③ 業務品質向上組織管理 ④ セキュリティ ⑤ 価格 ⑥ 実績 ⑦ 業務品質を高める付加価値</p>
(イ) 参考見積書	<p>本業務の費用を見積もること。A4判であれば様式は自由とする。ただし以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額（60か月）及び年度ごとの金額を記述すること。 ・金額は税込みとし、消費税及び地方消費税の金額も記述すること。 ・項目ごとの内訳及び単価、工数等を記載する。 ・値引き等の記載は行わないこと。 ・参考見積額が契約額とはならない。

※技術提案書の作成に係る留意事項

- ・提案内容は別紙「仕様書」に定めた内容を踏まえて提案すること。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的なものとし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- ・専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ・ページ番号を記載すること。
- ・フォントの種類については制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

ii. 受付期間

令和7年2月5日(水)から令和7年2月12日(水)

iii. 提出方法

ア 必ず持参すること。

イ 受付時間は、平日午前9時から午後4時までとする。

iv. 提出先

半田市教育委員会学校教育課

v. 提出書類・部数

提案書7部（正本1部・副本6部）

(5) プレゼンテーション（提案書等の審査）

提出された提案書等（本プロポーザルに係る資料として提出された全ての書類をいう。）に基づき次のとおりプレゼンテーションを実施する。

i. 実施日時及び場所

令和7年2月18日(火)

※場所及び時間等、詳細についてはプレゼンテーション参加通知書により通知を行う。

ii. 方法

1 事業者のプレゼンテーション時間は20分以内とし、その後に15分程度の質疑応答を行う。

iii. 出席者

1 事業者の出席者は3名以内とする。委託業務内容を熟知した担当職員が必ず出席すること。

iv. 実施の順番

プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

v. その他

ア 説明は、提出した提案書等に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。

イ 市は机、椅子、電源、モニター（HDMIケーブル含む。）を用意するものとする。

※モニターは当市で用意するが、パソコンは持参すること。

(6) 審査及び結果通知

i. 審査

審査は、プロポーザル審査委員会が、提案書等に記載された内容（見積額を含む。）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、下記の審査基準に基づき審査し、その結果市長に報告し、市長はこれを参考に受託候補者を決定する。

審査項目		審査基準	配点
業務内容	授業支援	ICT機器を使った授業における役割、工夫が本事業の趣旨等に沿うものであるか。	30
	授業提案	ICTを活用した授業改善、教員への提案・働きかけの方法が効果的な内容であるか。	
	校務支援	ICTを活用した校務の効率化が図られる提案がなされているか。	
	研修支援	ICTに係る研修が教員のレベルやニーズを踏まえるものとなっているか。	

人材採用 育成	採用基準	学校現場に適した人材の採用、最適でない配置が生じた際の対応が適したものであるか。	20
	育成、研修、 スキル	ICT支援員等の育成、スキルアップ等の取り組みが確立されているか。	
業務の品質向上 組織管理	具体的取組	サービス向上のための具体的な取り組みが効果的な内容になっているか。的な取組	15
	組織体制	サービス向上品質向上のための組織体制が整っているか。	
	勤怠管理 報告	勤怠管理の運用方法や報告フローが明確であるか。	
セキュリティ	情報機密	学校で知り得た情報の管理方法等が十分に徹底されたものであるか。	5
価格	費用対効果	事業費積算額は妥当であるか。費用対効果が示されているか。	10
実績	これまでの受 託実績	他の自治体等でICT支援業務の実績があるか。	10
業務品質を高 める付加価値	付加価値提案	業務の質を高めるための提案が効果的であるか。	10
	独自性	独自性があり、魅力的な内容であるか。	
		合計	100

ii. 審査結果通知

審査の結果は、参加事業者全てに対し、令和7年2月21日(金)に通知するとともに、半田市ホームページにて公開する。

iii. 参加表明者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限金額を超過している場合
- (4) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (5) 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- (7) 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- (8) 人員配置計画に記載した配置予定者を、契約締結までに確保できなかった場合

(9) その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

iv. 合格基準点

優先事業者の決定にあたり、合格基準点（70点）を設定し、当該点数を下回った事業者と契約することはしないものとする。同点となった場合は、次の手順に従い、順位を付けるものとする。

第1手順：「業務内容」に係る点数が高いもの

第2手順：「人材採用育成」に係る点数が高いもの

第3手順：「業務品質を高める付加価値」に係る点数が高いもの

(7) 契約締結

受託候補者と予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。

就業場所一覧

	就業場所	住所
1	半田小学校	半田市勘内町 1
2	さくら小学校	半田市東洋町 1-12-1
3	岩滑小学校	半田市岩滑高山町 5-55
4	雁宿小学校	半田市清城町 1-5-2
5	乙川小学校	半田市乙川北側町 1-1
6	横川小学校	半田市大伝根町 1-11-1
7	乙川東小学校	半田市花田町 3-1
8	亀崎小学校	半田市亀崎月見町 3-10
9	有脇小学校	半田市有脇町 6-37
10	成岩小学校	半田市成岩本町 2-1
11	宮池小学校	半田市南二ツ坂町 2-1-1
12	板山小学校	半田市四方木町 37-1
13	板山小学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40
14	花園小学校	半田市花園町 3-5-1
15	半田中学校	半田市岩滑東町 5-80
16	乙川中学校	半田市大池町 3-1
17	亀崎中学校	半田市亀崎高根町 5-40
18	成岩中学校	半田市昭和町 3-8
19	青山中学校	半田市青山 5-6-1
20	青山中学校 ならわ学園分校	半田市鴉根町 3-40